

いよいよ確定申告はじまる!!

大森税務署 奥村誠署長に聞く



<プロフィール>奥村 誠(おくむら まこと)
青森県出身。千葉南税務署副署長、世田谷税務署副署長、東京派遣国税庁監察官、広島派遣国税庁主任監察官、東京国税局調査第一部特別国税調査官、課税第二部統括国税実査官、税務大学校東京研修所幹事を歴任し、同職に就任。休日には、「楽しくやる」をモットーにしたゴルフや、美術館めぐりなどで息抜きも。

Q. 大森税務署がある大田区について教えてください。

奥村 大田区のうち大森署が管轄するのは、馬込、山王、中央、池上などです。「大森」といえば中小企業の匠(たくみ)の町」というイメージを持たれる方も多いと思いますが、港湾の埋め立て地には中小の各種製造業が多く集まっています。

一方で、大正末期から昭和初期に馬込から山王にかけて、川端康成や宇野千代・尾崎士郎夫妻、萩原朔太郎など多くの文士・芸術家が住んだことから馬込一带は「馬込文士村」と呼ばれ、また池上には日蓮上人入滅の地といわれる「池上本門寺」があるなど、歴史と文化の町という一面も持っています。

JR大森駅は、1日の利用客が約9万2千人あり、乗り換え路線のない駅としては、JR東日本エリアで第1位の利用客数だといわれています。また、管内のそれぞれの商店街が特色を生かしながらにぎわっています。このように、匠の町という一面、歴史や文化を感じさせる一面、日常が溢れる一面を持ち合わせた、大変味わい深い土地だといえます。

Q. 大森税務署の特徴について教えてください。

奥村 大森税務署は昭和16年に蒲田税務署から分割して設置されました。今年ではできてから69年目になり、来年には70周年を迎えます。同41年には大森署から調布地区を分離して雪谷税務署が設置されており、蒲田署が親亀、大森署が子亀、雪谷署が孫亀といえる立場にあります。

当署の特徴として、東京税理士会大森支部、大森間税会、大森酒類業団体協議会、大森青色申告会、大森納税貯蓄組合連合会、大森法人会の税務6団体からの協力を受け、広報活動に力を入れていることが挙げられます。大森地区の税務6団体は税務行政へのよき理解者ですね。今年も2月16日に確定申告が始まりますが、申告期には6団体でさまざまな広報活動を行ってまいります。

また、国税庁が例年11月に設けている「税を考える週間」には、大田区主催の区民祭り「OTAふれあいフェスタ」がちょうど開催されるのですが、同フェスタでは税務6団体が共同で「税金クイズ」を開催しています。6団体の協力により賞品も用意され、参加者には好評です。昨年は同フェスタに35万人の来場者があり、1300人の方に「税金クイズ」へ参加していただきました。

Q. 今年の確定申告へ向けての取り組みを教えてください。

奥村 所得税・贈与税の確定申告の提出期限は、皆様ご存じの通り3月15日です(消費税の申告期限は3月31日)。自書申告による早期提出・期限内納付をお願いしたいと思っています。

なお、申告書の作成・相談などの会場は、2月12日から3月15日の間(土曜・日曜を除く)は「大田区立池上会館・西館2階」の署外会場となります。この期間中、大森税務署庁舎内には作成・相談などの会場は設置してありませんので、くれぐれもお間違いないよう、どうぞご注意ください。

署外会場の池上会館の設置は今年で3年目となり、納税者の皆様にもかなり浸透してきた感がありますが、中には今回初めて確定申告をされる方、例えば住宅借入金等

自書申告による「早期提出・期限内納付」を！

今年も2月16日から恒例の確定申告期間が始まる。1年のうち、この期間しか税務署に立ち入らないという人は多い。遠い存在として感じてしまいがちの税務署だが、開かれた税務署、信頼される税務署を目指し、毎年さまざまな取り組みを行っている。いま最も力を入れているe-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめ、税務行政の取り組みについて、大森税務署の奥村誠署長に話を聞いた。(本文敬称略)

【本紙・拝田梓】

には好評です。昨年は同フェスタに35万人の来場者があり、1300人の方に「税金クイズ」へ参加していただきました。

Q. 今年の確定申告へ向けての取り組みを教えてください。

奥村 所得税・贈与税の確定申告の提出期限は、皆様ご存じの通り3月15日です(消費税の申告期限は3月31日)。自書申告による早期提出・期限内納付をお願いしたいと思っています。

また、申告書の作成・相談などの会場は、2月12日から3月15日の間(土曜・日曜を除く)は「大田区立池上会館・西館2階」の署外会場となります。この期間中、大森税務署庁舎内には作成・相談などの会場は設置してありませんので、くれぐれもお間違いないよう、どうぞご注意ください。

署外会場の池上会館の設置は今年で3年目となり、納税者の皆様にもかなり浸透してきた感がありますが、中には今回初めて確定申告をされる方、例えば住宅借入金等

いたいただきましたので、重ねてお願い申し上げます。また、今年も2月21日と28日の両日に限り、日曜日にも相談などを行います。

相談会場の池上会館の場所は、池上本門寺の右手、池上小学校の裏手に



特別控除を受ける方や医療費控除を受けられる方などにもいらつしやるかと思えます。そうした方々も、池上会館の相談会場にお越しいただけますようお願いいたします。今回、この紙面を通じて、より多くの納税者の皆様にお知らせできる機会を

なります。池上会館西館はもとと各種式典の施設です。普段は暗めの照明になっているのですが、「申告書を読んだら書いてもらうには少し暗すぎる」という納税者の皆様からの声を反映して、昨年からの期間中のみ、明るい照明に取り換えさせてもらっています。皆様から寄せられるこうしたお声を取り入れ、より良い税務行政となるようがんばっております。今後皆様のお声を聞きながら、改善などを図ってまいりたいと思います。

そして、今年の確定申告においては、国税庁の「電子申告および納税システム」である「e-Tax」を、ぜひご利用いただきたいと思います。

Q. e-Taxとはなんですか？

奥村 e-Taxとは、納税者がインターネットを利用して自宅やオフィス、あるいは税理士事務所などから確定申告や納税ができるシステムです。区役所で電子証明書付きの住民基本台帳カー

自宅やオフィスなどから確定申告はe-Taxで



参加していただきました。そういったイベントでは、国税庁のキャラクター「イータくん」の着ぐるみも登場します。イータくんは子どもに人気なんです。そういえば、そのイータくんの中に「一度入ってみたかった」と自ら進んで入った6団体の役員の方もいらつしやいました(笑)。

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

社団法人 大森法人会

〒146-0082 東京都大田区池上1丁目27番7号

TEL: 03-3751-4484・9287 FAX: 03-3754-6054

E-mail info@oomorihojinkai.or.jp

ホームページ 大森法人会 検索

確定申告の相談は、地域の私たちへ！

東京税理士会 大森支部

〒143-0024 東京都大田区中央7丁目4番5号

TEL: 03-3754-1811 FAX: 03-3754-1864

URL: http://www.zeioomori.jp

E-mail zei-oomori@mte.biglobe.ne.jp

▶「敷金」がトラブルの元になることも多い



賃貸物件の場合、通常、賃借人が退居する際に部屋を入居前の状態に回復させる義務を負うという契約を結ぶ。そのため、費用としてあらかじめ預かるのが「敷金」だ。このような場合、敷金の会計上の扱いは「条件付債務」となる。この「敷金」の扱いに

賃貸物件契約した場合には、「敷金」「礼金」「保証金」などの一時金を支払うことが一般的。これら一時金の内容は慣習による部分が大きい。そのため地域差が顕著だが、部屋を原状回復させるための「敷金」に当たるものは、ほとんどの地方で設定されている。かつては敷金に戻ってこないこともままあったが、最近では返還訴訟も少なくない。この「敷金」の税務上の処理方法について、国税不服審判所で争われていたことが分かった。

賃貸物件 敷金で注目裁決

「原状回復義務の消滅」は課税売上

ついで、「敷金」を利用して原状回復義務を消滅させることは課税資産の譲渡にあたり、消費税の課税対象になる」という裁決を国税不服審判所が下したことが分かった。

国税不服審判所に更正の請求を行ったのは、賃貸物件のオーナーであるA氏。

A氏はこの物件を父親から相続により取得。相続前からその物件の2階部分はB氏が借りていた。

賃借人B氏と賃貸借契約を締結する際に、①敷金を支払うこと②敷金は未納の賃貸借料、延滞損害金、違約金およびそのほかの賃借人の受領すべき金額を控除したのち返還することなどを定めていた。また、同契約により、賃借人は明け渡しの際に借りていた部屋の原状回復義務を負っていた。

平成17年にB氏はこの物件からの退去を決定。退去にあたって「合意書」を作成し、①契約は同17年7月17日をもって終了する②契約の締結時に支払った敷金が、物件の原状回復費用として充当されることを認める③賃借人は原状回復費用として、敷金とは別に追加金を支払う義務があることを認める④賃借人および賃借人は合意書に定め

た事項を除き、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する——などを定めた。

A氏は、合意書により定められた、敷金と追加金を合わせた「合意金」を仮受金としたうえで、家賃収入などと同様に非課税と判断して申告を行った。

ところが、国税当局は「原状回復をしなくてよいという『便益』を享受していることから、合意金は『役務の提供』の対価に該当するため課税資産の譲渡等の対価である」とし、所得税ならびに消費税の更正処分を行ったことから争いとなった。

争点となったのは、「合意金」が消費税の「課税資産の譲渡等の対価」に当たるかどうかの判断。A氏は「合意金」は預託されたもので、便益の享受に当たらない。仮に便益の享受とみても「合意金」は工事の事業者が支払われるべきもので、その対価ではない」と主張。しかし、審判所は「合意金の支払いにより、債務関係が存在しなくなる」として、原状回復工事を行っても費用を再精算することは予定されていない。よって原状回復義務の消滅という『便益』を受けている」と判断。請求人A氏の訴えを退ける判断を下した。

(1面のつづき)

ドを取得いただき、適合する「ICカードリーダー」をご用意いただくと、自宅のパソコンからでも申告ができます。今年も3月15日までは、24時間いつでも申告することが可能です。

使う際にはさまざまなメリットがあり、初めてe-Taxを利用した場合、最高5千円の税額控除を受けることができます。ほかに、e-Taxをご利用いただくと、源泉徴収票や医療費の領収書が添付不要になります(申告期限から3年間は保管が必要)。

e-Taxの普及拡大に向けて署が一丸となって取り組んでおり、署の幹部が税理士の方々に代理送信の普及についてお願いを行っております。今年の確定申告

告では、代理送信が拡大することを期待しているところ。大変便利な制度ですの

で、ぜひ皆様にもご利用いただければと思っております。

Q. ほかにも税務署全体で取り組んでいることはありますか。

奥村 昨年の7月10日から、納税者の方の利便性向上を目的として「内部事務一元化」を実施しています。それまでは税目や内容ごとに別々の窓口へご案内していましたが、一元化が行われたことにより、申告書や届出書の提出、納税証明書の発行などが、1階に新たに設置された「総合受付」で、原則すべて済ませられるようになりました。

Q. 最後に、これからどのような税務署を目指すかお聞かせください。

住宅資金贈与

単身赴任のNG例

昨年の追加経済対策で登場した「直系尊属からの住宅取得資金贈与の特例」(租税特別措置法70条の2)。同特例について

限られ、親族を住ませるための住宅用家屋は対象外だ。

ただし例外として、通達では、受贈者がやむを得ない事情で配偶者ら

「生計を一にする親族」と生活を共にできない場合も、①生計を一にする親族が住んでいる②やむを得ない事情が解消した場合には受贈者が共に居住することとなる——の2要件をクリアしていればその居住用家屋は特例の対象とするとした。

同特例は、住宅の新築や増改築を目的とした直系尊属からの資金贈与に限り、500万円まで贈与税を非課税とするもの。対象となる住宅用家屋は受贈者の生活拠点に

であるため、たまたま東京の大学に在学していた子と東京で生活をし、配偶者やほかの子を高松に残しているような場合も含む」など、より具体的な例を示している。

また、「赴任先で妻子と日常の生活を共にし、前住所地に両親や兄弟等を残しているようなときにおいて、これらの者が居住するために新築または取得をする居住用家屋」は、非課税の対象として「取り扱う趣旨ではない」とバツサリ。

「甘え」が出がちな親子関係だけに、非課税の境界線には注意が必要だ。

「あらし」で明示

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長 大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。

地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めております。

全法連は、約 100 万社の会員企業
41 都道府県に 442 の会を擁する団体です。

——主な活動は——

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合



TAX・経営プチ解説

社員に制服を支給

私服利用可なら？

華やかなユニフォームから事務服、作業着など、世の中には業種・職種によってさまざまな制服がある。制服には広告効果があるほか、「あこがれの制服」ともなれば従業員のモチベーションアップにもつながる。

従業員に制服を支給または貸与する場合、給与所得として源泉徴収する必要はない。従業員が制服の支給で得る経済的利益は一種の反射的利益で、給与所得者に特別な利益を与えるものではない。また、給与所得者の役務提供に対する対価という性格も極めて希薄だからだ。

ただし、気を付けたいのが、いくら会社が「制服」としても、税務上も制服と認められるかどうかは実態によるということ。実は、ここでいう非課税となる制服には一定の決まりがある。



▶制服を着ると身が引き締まる？

その事務服、作業服などの貸与や支給が非課税とされるためには、①専ら勤務する場所において通常の職務を行ううえで着用するもので、私用には着用しないあるいは着用できないものであること②事務服等の支給または貸与が、その職場に属する者の全員または一定の仕事に従事する者の全員を対象として行われるものであること——が必要だ。

②についてさらに厳格に言えば、着用する者がそれによって、一見して特定の職員または特定雇用主の従業員であることが判別できるものであることが条件となる。

会社から「制服」として支給され、職務の遂行に当たり現に着用されているものであっても、こ

れらの要件を満たさないものは非課税とされる制服には当たらない。

たとえば、私服にもなり得る一般的なスーツを支給した場合には、源泉徴収の必要があるというわけだ。

相続で得た株式

取得費算出に注意

街の書店でも、確定申告関連コーナーが目立つようになってきた。平成21年分の所得税の確定申告がいよいよ2月16日にスタートする。

ところで、不況のさなかにあっても、昨年株取引でもうけた人は多いだろう。サラリーマンで、普段は会社の年末調整で済んでいる人でも、年間を通して株売買のもうけが20万円以上あるなら確定申告が必要だ。

申告では、各自「株式等に係る譲渡所得の金額」を出す必要がある。これは原則として「総収入金額(譲渡価額)－必要経費」で求める。必要経費とは取得価額、譲渡費用、負債利子の合計のことを

消費税の免税事業者

合併新設法人はダメ

景気低迷が続く昨今、中小企業経営者の多くが資金繰りに困窮している。とくに設立当初は、得意先も少なく、資金も潤沢ではないので、ギリギリの経営状態に陥ることもしばしば。

こうした、厳しい経営状態にある中小企業の納税負担を軽減するため、消費税においては「事業者免税点制度」が設けられている。これは、基準期間、つまり前々事業年度の課税売上高が1千万円以下であれば、消費税の納税が免除されるというもの。新設法人の場合、前々年度の課税売上高が存在しないため、設立1期目および2期目は原則として免税事業者となる。

ところが、新設法人でも免税事業者となれない

いうが、株式の取得の仕方によって意外とややこしくなるのが取得価額だ。

通常、株式の取得価額は①取引報告書②取引金融商品取引業者などの顧客勘定元帳③本人の控え(日記帳や預金通帳)——により確認した金額になる。

株式が相続で取得したものなら、取得価額は被相続人が株式を取得したときの取得価額を引き継ぐのが原則。しかし相続による取得では、被相続人が株式の名義変更をしていなかった、ということも多い。加えて取得価額が分かる資料もなく、被相続人がいつ取得したのか把握するのも難しければ判断のしようがない。

そこでこのケースでは、「相続人が名義書換をした日」を取得時期としてその株式の取得価額を算定して差し支えない。

また、従業員持株会から株式を引き出して取得したという場合は、その株式を従業員持株会が取得したときの価額が取得価額。しかし従業員持株会の資料では取得価額や取得時期が不明という場合、従業員持株会から引き出したときの名義書換日を取得時期として、株式の取得価額の算定をしてもOKだ。

ケースがある。それは、合併により新設された法人で、合併前の法人各社が前々事業年度における課税売上高1千万円を超えていた場合。

また、会社分割などにより新たに設立された法人(新設分割子法人)の場合も、分割前親法人の前々事業年度における課税売上高が1千万円以上であれば、免税事業者となることはできない。

一方で、個人事業者が法人成りした場合、個人事業者だった当時に売上高が1千万円を超えていても、免税事業者となることができる。

ところで、免税事業者である新設法人が多額の設備投資を行った場合や、輸出業者のように売り上げにかかる消費税額よりも仕入れにかかる消費税額が多かった場合など、消費税の還付が生じる場合には、課税事業者を選択することで、その還付を受けることが可能。その場合、課税事業者となろうとする課税期間の開始日の前日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出することが必要だ。

「その時」になってからでは、
納得のいく相続は難しくなります！

相続の先進国、米国では事前の対策によって
100%の資産が承継できることをご存知ですか？

<http://www.ashihara-kaikei.com/>

芦原会計事務所

税理士・拓殖大学講師 芦原 孝充

〒146-0082 東京都大田区池上6-1-21 フォーラムビル2階

秋元弘一税理士事務所

税理士 秋元 弘一

〒143-0023 東京都大田区山王1丁目44番7号

TEL：03-3773-7468 FAX：03-3773-7483

長島税務会計事務所

税理士 長島 正明

税理士 山村 昭二

〒143-0024 東京都大田区中央8丁目2番4号

TEL：03-3754-3121(代) FAX：03-3754-3127

URL：http://www.tax-nagashima.co.jp

金子税務会計事務所

税理士 金子 正裕

税理士 金子 吏己也

〒143-0015 東京都大田区大森西3丁目14番16号

TEL：03-3764-3300 FAX：03-3764-3957

URL：http://www.kaneko-kaikei.com

納税通信

東京国税局管内 特別号外
大田区エリア版 大森税務署編
平成22年2月5日発行
©エヌビー通信社

「納税通信」(東京国税局管内 特別号外 大田区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、大田区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては大森税務署に取材面でご協力いただきました。また、大森法人会、東京税理士会大森支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着した活動を展開する保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

<お知らせ>

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共)36,700円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

驚くべき情報収集力

国税庁がさきごろ公表した資料によれば、平成20事務年度に実施された相続税の実地調査件数は1万4110件。このうち、1万2008件で申告漏れが指摘されており、申告漏れ割合は実に85・1%にも上る。つまり、調査に入れば、ほぼ申告漏れが指摘されていることになる。それだけに、相続税調査における「ターゲット選定」の精度は非常に高い。こうした高い精度の陰には、入念な「机上調査」の存在がある。机上調査とは、実地調査に先立って行われるもので、限られた人員で効率的な実地調査を行うための情報収集といったところだ。机上調査では、被相続人や相続人の所得税の確定申告書、会社経営者なら法人税の確定申告書、財産債務明細書、各種法定調



▲申告書のウソも税務署はお見通し

厳しさを増す 相続税調査

法人税調査と異なり、相続税調査はそれほど多く実施されているわけではない。そのため、納税者にとってみれば、相続税調査は「謎のベールに包まれた存在」だ。それにも増して近年、厳しさを増しているとの指摘もあり、調査手法や段取り、調査先の選定方法などはやはり気になるところだ。最新の相続税調査の現場に迫った。

書、金融機関に照会した取引記録などといった資料が入念に検討され、実地調査に入る必要性を厳しくチェックすると同時に、実地調査での確認事項を整理する。元調査官によると、「相続税調査では、机上調査に最も時間をかける」のだという。つまり、実地調査が行われた段階で「すでに裏は取れている」とみていい。遺族が実地調査の段階でなおも事実を隠そうものなら、さらに執拗な追及を受けることになる。

机上調査が終わると、次はいよいよ実地調査。実地調査が行われる場合、基本的には事前に電話連絡が入る。また、調査されるのは、ほとんどの場合が、被相続人の自宅である。

実地調査が始まると、預金通帳や株券、印鑑などの保管場所を尋ね、現物を確認する。また、タンスや金庫、机の引き出しなどはその場で開けてもらい、中にあるものをすべて確認。それこそ、メモ帳のたぐいまで残らず確認するというのも、被相続人が財産に関する自筆のメモ書きを残しているケースが意外に多いというのだ。実際、同20事務年度の実地調査でも、被相続人の自宅の金庫から「財産管理メモ」が見つかった。

相続人A氏は、被相続人の生前の収入や資産状況から、相続税の申告が必要と想定されたにもかかわらず無申告だったことから、被相続人の自宅を実地調査したところ、自宅の金庫から被相続人自筆の財産管理用と思われるメモが発見された。調査官は、このメモの内容と、A氏が提出した申告書の

内容に非違があったため追及したところ、被相続人が経営していた店舗の倉庫に、数億円の現金の入ったダンボールが保管されていることを把握。さらに、複数の金融機関に多額の預貯金、有価証券の預け入れがあったことも分かり、最終的に7億3500万円の申告漏れ財産が把握された。その結果、重加算税3100万円を含む2億7200万円の追徴課税となった。

調査官は、自宅内のあらゆる情報から、申告漏れ財産の現物把握に結び付くものはないか、常に目を光らせている。香典帳や芳名帳、年賀状、アドレス帳、日記帳などはもちろんのこと、トイレを借りる際に室内や廊下をさりげなく確認し、金融機関名の入ったカレンダーなどがなかったところまでチェックする。こうしたものから、申告書に記載のない銀行や証券会社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたりとすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。

また、調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつばさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、

被相続人のメモから数億円を発見も

相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

相続税調査は例年、課税対象者のおおむね3件に1件の割合で行われている。調査が実施されるのは、ほとんどが申告から3年以内だ。近年、厳しさを増しているといわれる相続税調査だけに、いざ調査が入ったときに遺族がおかしな対応をしてしまわないよう、十分に対策を練っておきたい。

税理士法人 三佑会計事務所 大森事務所

税理士 大野 隼佑

(大森納税貯蓄組合連合会 会長)

〒143-0016 東京都大田区大森北5-5-10

TEL : 03-3761-6920 FAX : 03-3761-6954

歓送迎会・謝恩会プラン

JR 大森駅直結の便利なホテル

A PLAN お一人様 ￥5,800

お気軽にお楽しみ頂けるリーズナブルなプラン

B PLAN お一人様 ￥7,500

お料理もお飲み物もフルサービスのゆったりくつろぎプラン

A,Bいずれのプランもフリードリンク付

詳しくはホームページへ

大森 東急イン

ご予約お問い合わせ

宴会直通

TEL:03-3768-6021

<http://www.omori-i.tokyuhotels.co.jp>

TOKYU
INN

大森 東急イン

JR大森駅直結の便利なホテル

T&D



企業がつづく

チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

djido 大同生命

東京支社 品川第一営業所/東京都品川区大崎1-6-1
(TOC大崎ビル1号棟10F) TEL 03-3490-3161